

大刀洗町告示第21号

平成27年第23回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

平成27年4月28日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成27年5月8日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

平成27年 第23回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

平成27年 5月 8日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年 5月 8日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告について

日程第5 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第6 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第7 議案第26号 大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定について

日程第8 議案第27号 大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結について

日程第9 議案第28号 大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告について

日程第5 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第26号 大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定について

日程第8 議案第27号 大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結について

日程第9 議案第28号 大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得について

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
総務課長	……………	大浦 克司	税務課長	……………	須山りつ子
健康福祉課長	……………	川原 久明	地域振興課長	……………	矢野 孝一
総務係長	……………	堀内 智史	企画係長	……………	福岡 信義
財政係長	……………	早川 正一			

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第23回大刀洗町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、6番、林威範議員、7番、安丸眞一郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成27年2月及び3月の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆さん、おはようございます。議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年第23回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、4月25日にネパールで発生したマグニチュード7.8の巨大地震では、国土の半分が被災したと言われ、多くの建物が倒壊し、死者は7,000人以上と言われ、今後もさらに犠牲者はふえる見込みと報道されております。一刻も早い被災者の救済と国土の復旧が強く願われる

ところでは。

地震といえば、4年前の東日本大震災が思い起こされます。我が国においても、またいつ大地震が発生するかわかりませんし、地震以外の災害に見舞われるかもしれませんので、日ごろから災害に対する危機管理意識を持ち、発生時には迅速かつ適切な対応ができるように備えておくことが肝要と改めて感じたところです。

さて、県知事、県議選挙を皮切りに、町長選挙などの統一地方選挙が行われました。今回の選挙では、投票率が過去最低となったところもあり、投票率の下落は深刻な問題となっています。

当町においても、県議会選挙が行われなかった要因はあったものの、県知事選挙で投票率30.22%、前回に比べ3.05%も低い結果でありました。

今年度は、農業委員、町議会議員、町長の任期が満了を迎えますが、有権者と候補者が双方向で政治に対する意識を高める方策が必要と考えます。

当町においては、新年度がスタートしてまだ1カ月ですが、事業も順調に進んでいるところがあります。大刀洗斎場ふるさととは、昨年は、町内全域にわたり御利用いただき、順調に利用者も伸びており、今年の決算では、収益の一部の600万円を町に寄附することができました。

今後とも、町民の方から喜んでいただけるような葬儀の提供に努めてまいりたいと思います。

また、今臨時会の議案にも上程しておりますが、定住促進住宅事業も、業者との仮契約が整い、5月1日に調印式を行い、プレス発表も行ったところです。

さて、今臨時会に提案いたしております案件は、専決処分事項の報告について、専決処分の承認について2件、大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定について、大刀洗町定住促進住宅整備事業の事業契約について、消防団第1分団消防ポンプ車の取得についての合計6件でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告について

○議長（長野 正明） 日程第4、報告第2号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） おはようございます。総務課の大浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号専決処分事項の報告について、内容を御説明させていただきます。

次ページをお開きください。専決処分により内容を説明いたします。

事案は交通事故によるもので、平成26年12月1日に久留米市宮ノ陣町の交差点で発生いたしました。状況としましては、赤信号で停止していた前方の車両に当町の公用車が追突し、相手の車に損傷を与えたほか、運転していた方にけがを負わせたものでございます。

相手方の車の損害賠償額等につきましては、3月の定例議会において専決処分した旨を報告したところでございます。

今回の報告につきましては、相手方のけがに対する損害賠償の示談が3月12日に成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

相手方につきましては、記載されているとおりでございます。損害賠償額につきましては、記載されているとおり71万7,983円でございます。内訳につきましては、治療費、慰謝料、休業損害等が含まれております。

3月31日に、相手方が指定する口座へ保険会社から振り込まれております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今課長から説明がありましたが、損害賠償の中身、医療費ですとか、損害賠償ですとか、その金額の明細がわかりますか。

○議長（長野 正明） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 今花等議員からありました質問につきましてお答えいたします。

項目につきましては、5項目でございます。治療費が28万6,313円、そして慰謝料が34万4,400円、休業損害が8万5,500円、通院のための交通費としまして1,230円、あと事故証明書代として540円でございます。

事故の内容につきましては、この方につきましては頸椎捻挫と胸部の打撲というふうに聞いております。41日間の通院をされておるようでございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 3月議会において、車の損害の専決処分のことは承認いたしております。

そのときに、人身事故ってということは一言も聞いてなかったと思うんです。本当を言えば、そのときに、実は人身事故だったので、その後こういう損害賠償のことが発生するというのを、本来ですと一言申し添えられてよかったのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 花等議員の御質問にお答えします。

確かに、3月のときの報告において、既に御本人がけがされてあって通院されてある旨はお伝えすべきであったのではないかというふうに考えております。

これについては、失念していたというか、まず補償の対応が保険会社の関係でやっているものですから、そのあたりが直接私たちがかわってない部分もあったと思います。

しかしながら、けがされて通院してあるということにつきましては、その時点で報告すべきであったと思いますし、今後は、このようなことがないようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） この事故は、停車中に衝突したということで、運転手の不注意ですね。これはもう100%追突した者が悪いんですが、職員の皆さんにも、今後そういうことが起きないように、ぜひとも注意をしていただきたいと。これは、何と申しますか、脇見運転か、話しているか何かでやったこととは思いますが、一番止まらにやいけない信号機のところで追突するちゅうことは非常に残念であります。今後ぜひそういうことを職員の皆さんにも徹底して注意していただくようお願いをいたします。

○議長（長野 正明） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 平田議員の御質問にお答えいたします。

確かに、事故、特に大刀洗町につきましては、出張等につきまして車を利用する回数が多ございます。それだけに事故に遭遇する可能性も高いわけがございます。そんな中で、事故が発生した場合には、課長を通じて、こういう事故がありましたので注意をしてくださいというふうなことで、全職員に注意喚起をしていっているところでございますが、しかしながら、事故でございます、いつ起こるかもしれませんが、そんな中で、できるだけ安全運転に努めるように全職員に対しまして、今後周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

以上で専決処分の報告を終わります。

日程第5. 承認第2号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第5、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の

承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。須山税務課長。

○税務課長（須山りつ子） おはようございます。税務課の須山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日に公布されました。

これに伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をしておりますので、承認を求めるものでございます。

それでは、税条例改正の内容について、お手元の議案書の新旧対照表にて説明いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず改正条例の第1条関係でございます。新旧対照表、第1条による改正の1ページになります。第31条でございます。法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴い、所要の措置でございます。

次に、4ページの第48条及び5ページの第50条でございますが、法人税法の改正により条文の変更を行うものでございます。

6ページをお開きください。第51条でございます。町民税の減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化されたことにより、申請期限を「納付期限前7日」を「納付期限」に改正するものでございます。

同じく6ページの57条及び59条でございます。こちらは、地方税法の改正により、適用条文の条ずれに伴い改正するものでございます。

次に、7ページをお開きください。第71条でございます。こちらも、固定資産税の減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化されたことにより、申請期限を「納付期限前7日」を「納付期限」に改正するものでございます。

同じく7ページでございます。第89条及び8ページの第90条でございます。軽自動車税の減免の申請期限について、こちらも、各市町村の実情に応じて規定することを明確化されたことにより、申請期限を「納付期限前7日」を「納付期限」に改正するものでございます。

また、第90条において、軽自動車税に対する減免の対象要件を、普通自動車の減免要件に合わせるものでございます。

次に、9ページをお開きください。第119条の3でございます。特別土地保有税の減免の申

請期限について、こちらも、各市町村の実情に応じて規定することを明確化されたことにより、申請期限を「納付期限前7日」を「納付期限」に改正するものでございます。

次に、10ページをお開きください。附則第7条の3の2でございます。個人町民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税でございますが、適用期限について、居住の用に供した年が平成31年6月30日までに延長されるものでございます。

次に、10ページ、附則第9条、11ページ、附則第9条の2でございます。ふるさと納税の申告特例について規定が新設されており、個人町民税のふるさと納税に係る特例控除の上限が、所得割額の1割から2割に拡充されました。

また、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設するものでございます。

次に、12ページの附則第10条の2でございます。こちらにつきましては、平成24年度税制改正により、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律が施行され、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し条例で決定できる仕組み、地域決定型地方税制特例措置が導入されており、今回、6号から8号及び12号につきましては新設、9号から11号につきましては改正に伴い号の変更でございます。

次に、13ページをお開きください。附則第11条、附則第11条の2でございます。固定資産税の特例に関する用語の意義及び規定の適用につきまして、「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に年度を改正するものでございます。

次に、同じく13ページの附則第12条、16ページの附則第13条につきましては、固定資産税の特例の規定の適用につきまして、平成27年度、評価替えになりますので、それぞれ、「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に年度を改正するものでございます。

次に、同じく16ページ、附則第15条でございます。特別土地保有税の特例の規定の適用につきまして、こちらも、それぞれ「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に年度を改正するものでございます。

次に、17ページ、附則第16条でございます。一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入でございます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車として新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス規制及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度の税率を軽減する特例措置が適用されるものでございます。

具体的に申しますと、電気自動車、天然ガス自動車がおおむね75%の減、平成32年度燃費基準プラス20%達成している分がおおむね50%の減、平成32年度燃費基準がおおむね

25%の減になります。

次に、第2条による改正でございます。

昨年6月に専決処分の承認をいただきました、税条例の一部を改正する条例の変更規定となっております。こちらにつきましても、それぞれ今回の地方税法の改正により改正を行うものでございます。

新旧対照表、第2条による改正の1ページになります。附則第16条でございます。13年を経過した三輪以上の軽自動車等について、おおむね20%重課の規定が平成28年4月1日より適用されますが、それに伴い、その条文が新設されることによる項ずれ及び適用条文の条ずれに伴い、改正するものでございます。

次に、3ページ、附則第4条でございます。軽自動車税の税率の改正の適用につきまして、新条例第82条第1号、第2号イ、ロ、サ、3号、具体的に申しますと、原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車につきまして、税率の改正の適用が平成28年度に1年延期されるものでございます。

次に、改正条文の8ページをお開きください。附則の第1条につきまして、施行期日が定められております。今回専決いたしました全ての条文の施行日につきまして、平成27年4月1日が施行日となっております。

以上で、承認第2号の提案理由及び内容の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第6. 承認第3号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承

認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第6、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） おはようございます。健康福祉課の川原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、承認第3号大刀洗町健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、1ページにありますように、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の施行に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法（昭和20年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正点につきましては、4点となっております。

まず1点目が、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ。2点目が、5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の拡大。3点目が、減免申請期限の見直し。4点目が、条例施行期日の一部改正となっております。

それでは、内容について、新旧対照表で説明をさせていただきます。

4枚目をお開きください。4枚目、下のほうに2ページとなっております。横書きの分です。新旧対照表の下線の部分が、今回改正されたところでございます。

まず、先ほどの1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてですが、第2条第2号、及び第23条中の基礎課税額の課税限度額「51万円」を「52万円」に、同条3項中の後期高齢者支援金等課税額の限度額を、「16万円」を「17万円」に、同条4項の介護納付金課税額の課税限度額を、「14万」を「16万」に改めるものでございます。

次の3ページにつきましても、同じように「51万」が「52万」、「16万」が「17万」、「14万」が「16万」に、今回改正をされております。

次に、2点目の所得判定基準の拡大に関する改正についてですが、同じく3ページの23条第2号にあります、国民健康保険税の5割軽減世帯の拡大を図るもので、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の「24万5,000円」から「26万円」に改正、それから、同条第3号におきましては、2割軽減世帯の拡大を図るもので、被保険者数に乘すべき金額を、現行の「45万円」から「47万円」に改正するものでございます。

続きまして、3点目の保険税減免申請期限の見直しに関する改正ですが、26条2項にありま

す、減免申請期限について各市町村の実情に応じて規定することを明確化する規定が整備されたことに伴いまして、現行の「納付期限から7日」から「納付期限」に改めるものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。5ページの附則ですが、条例施行期日の一部改正についてですが、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年大刀洗町条例第40号）の一部の改正規定の施行期日を、地方税法の一部改正に伴いまして、「平成29年1月1日」から「平成28年1月1日」に改めるものでございます。

戻っていただきまして、最初から3枚目のところですが、附則の施行期日ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上で、内容についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山賢治議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は、不承認の立場から討論を行うものであります。

毎回申し上げていることではありますが、本案は、専決処分の要件に該当しないと考えるものであります。

国民健康保険税の改定に当たっては、議会において審議すべきものであります。実際に近隣自治体においても、そのような取り扱いがなされておりますし、基山町においては専決処分を不承認としたところでございます。

特に、住民に負担増を強いるような重大な条例改定に当たっては、議会に諮らず専決を行うことは断じて容認ができません。

次に、内容についてであります。

前項の低所得者に対する軽減の拡大については評価いたします。後段の問題であります。課税限度額を4万円増税して、81万円から85万円にするものであります。もともと国保税の国保税額というのは、中所得者に大変厳しい税額となっております。所得に対する税負担割合を見ますと、所得で200万から300万の4人家族に最も厳しい税率となっております。

そして、上限額も、富裕層に対してこの上限が課されるのかということ、そうではありません。収入が600万円強程度の4人家族の方で、この上限に達するという構造的な問題がございます。

この問題に手をつけずに上限のみを機械的に引き上げるということは、国保税問題の抜本的な解決にはならないと思いますので、本案に反対するものであります。議員各位の御賛同をよろし

くお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、承認第3号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第7. 議案第26号 大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 皆様、おはようございます。地域振興課、矢野でございます。

それでは、議案第26号大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定について、提案理由及び内容について説明申し上げます。

初めに、今回、条例制定の経過であります。本町では、定住促進の施策といたしまして民間の賃金やノウハウを活用するPFI方式により、子育て世代を対象とした賃貸住宅建設を計画いたしました。

そして、先日の5月1日に、株式会社大刀洗定住促進との調印を終えたことによる設置条例であります。

提案理由といたしましては、大刀洗町定住促進住宅整備事業において建設する住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるもので、上位法の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づくものであります。

それでは、中身について説明いたします。条例文をごらんください。次のページでございます。

まず、趣旨ですが、「第1条、この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく、地域優良賃貸住宅の設置及び管理について、法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。」としております。

次に、定義ですが、1で、「地域優良住宅とは、町が上位要綱の規定により建設及び管理する賃貸住宅」としております。2では、「共同施設とは、住宅、駐車場、入居者の共同の福祉のた

めに必要な施設」としてあります。3では、「指定管理者とは、住宅及び付随する共同施設を管理する業務を行うもの」としてあります。

次に、設置については、第3条第1項で、「子育て世帯、その他地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供するため、住宅を設置する。」としてあります。第2項で、「住宅の名称、位置は規則で定める。」としてあります。

別紙規則の第3条に、名称、位置は別表のとおりとしてありますので、規則の最後のページをお願いいたします。一番最後の表で説明をいたします。

別表の第1でございますけども、名称が、仮に「大刀洗町定住促進住宅」としてあります。これにつきましては、条例の施行後直ちに名称を募集したいというふうに考えてあります。ちなみに、佐賀県の町では、「ティアラみねトマト館」などという名前がついてあります。

ここに別表1から5までございます。これにつきましても、若干説明をいたしたいというふうに思います。

別表2ですが、この金額、近傍の同種家賃程度の金額で、家賃の減額をしない時点の基本となる家賃でございます。2LDKで6万円、3LDKで6万6,000円としてあります。

次の別表3でございますが、これにつきましては、所得基準が月額15万8,000円以上、これは見込みでもよろしいんですが、それから48万7,000円以下を満たす入居者が支払う月額の金額で、2LDKで5万円、3LDKで5万4,000円としてあります。今回のケースにつきましてはこれに当たります。

別表4でございますけども、月額の共益費で、共同施設の電気使用料等でございます。3,000円、月額。

それから、別表5では、月額の駐車場使用料でございます。ただし1台分につきましては家賃に繰り込まれておりますので、ここに書いている分につきましては2台目で、1区画が3,000円というふうにしてあります。

以上が表の説明でございます。先ほど条例文に戻ってもらってよろしいでしょうか、先ほどの条例文でございます。第4条。

第4条ですが、「指定管理者に管理を行わせることができる。」というふうにしてあります。今回、町としましては指定管理者に委託する方針でありますので、6月の議会に提案する計画であります。

次の第5条においては、指定管理者の業務は、第1項で、利用に関する業務、維持管理に関する業務、そのほか町長が必要と認める業務としてあります。2項で、指定管理者は法令に従い施設の管理を行うように定めています。

第6条で、委任ということで、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるようにい

たしております。

次のページ、最後になりますが、附則で、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

また、別紙に規則の案を載せておりますが、本日、申しわけございませんけども、省略させていただきます。

以上で大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定について説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 特定優良賃貸住宅という名称で、特定というのは子育て世帯を特定したという意味合いだろうと思います。

それで、3条に「子育て世帯」というのはわかりますが、そのほかに「住居の安定に特に配慮が必要」という条文がありますが、ここはどういう人を指してあるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 花等議員の質問にお答えいたします。

所得基準とかございまして、子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、高齢者世帯というのは65歳以上の方と18歳未満の方が同居されているところを高齢者世帯と言いますが、高齢者世帯、それから障害者等の世帯というふうにしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ここで謳われてます、特定優良っていうのは、子育て世帯に特定するというふうに読んだのですが、高齢者世帯も入ってくるんですか。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 地域振興課企画係の福岡と申します。花等議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

条例案の中に「特定優良賃貸住宅」という文言がございますけれども、これにつきましては国の制度でございます。平成5年に中堅所得者向けの住宅ということで、特定優良賃貸住宅、略称で特優賃というような表現をいたします。それともう一つ、平成13年ですけれども、高齢者の住居の安定確保に関する法律に基づきまして、高齢者向けの優良賃貸住宅、略称で高優賃という言い方をします。

この2つの制度がございましたけれども、これを平成19年度に再編をいたしまして、地域優良賃貸住宅制度ということで、例えば子育て世帯を特優賃というふうに定めておりましたけども、

高齢者世帯や、あるいは身体障害者の方、その方たちが居住できるような制度ということで、地域優良賃貸住宅制度に改正をされております。

ということで、特定ということでいくと、もともと平成5年に法律で制定された特優賃の制度と、13年の高優賃、高齢者を対象とした住宅を、制度を再編して1つにしたということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかに。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。

休憩 午前9時45分

.....

再開 午前10時04分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ちょっとお尋ねいたしますけれども、施行規則の中に、定義が第2条に書いちゃるすよね、所得基準から、子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、それと関連しますけれども、家賃の減額、第16条、この関連ですけれども、結局、27世帯の中に、申し込みによってはどういう世帯が入るかわかりませんが、非常に高齢者世帯やら、障害者世帯、結局、大分目的から外れるということですから、このような方が多く申し込みがあった場合についての、結局、減額した分のことについて、非常に減額があれば、それについては、結局補助はないというふうに考えますが、そこ辺についての考え方をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） ただいまの黒木議員さんの質問ですが、高齢者世帯につきましては補助がないのかというような質問でよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 結局、通常の家賃を払う、町長の裁量によっては減額してもいいですよということになると、規則で。そうした場合、端的に言うならば、減額した分たいな、その家賃については、結局補助金は来ませんよということになるとでしょ、どこからも来んとやろ。

結局、そこ辺を、私がちょっと言うなら、500万、年間の、家賃をもらわなんとに、町長の裁量によってですたい、結局200万か300万減額した分についてはですたい、家賃収入はそ

の分な減るでしょうというようなことをちょっと言いよるわけです。

そこ辺についての考え方です。

○議長（長野 正明） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） お答えいたします。

まず、当初の目的と違う方たちが入ってくるというようなことですが、町としましては、子育て世帯を中心に定住を進めていきたいということでございますので、PRの仕方ですか工夫をしまして、子育て世帯が入ってくるようにしていきたいと思えます。

それから、減額した分の家賃はどこが負担するのかということなんですけれども、減額した後の家賃で、30年間できちんと収支が回っていくように契約を組んでおりますので、その点は問題ないと思えます。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今の減額した分については、そういうようなことも含んで計画しておるちゅうようなことですかね。わかりました。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番、安丸です。

関連ですけども、今の減額家賃の考え方は、要は所得が21万4,000円以下の方が対象になって、要は通常6万だけでも5万の減額家賃ですと、3LDKについては5万4,000円が減額家賃ですよという考え方で、それ以下の家賃はないということで理解してよろしいですか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） これ以下の家賃は存在しないということで考えております。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） もう一点確認ですが、別表3の中で、所得制限の中に48万7,000円以下という表記があります。

条文規則の中には、入居者基準は48万7,000円以下15万8,000円以上という表記です。それが、別表の関係とアンマッチというのが1点と、もう一点は、家賃の減額の中に21万4,000円を超えないものが減額対象という記載がありますけども、21万4,000円以上48万7,000円以下の方についてはどう扱われるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） ちょっと戻りますけども、規則でございまして、16条の2に、大刀洗町定住促進住宅については、所得基準に該当する者は減額することができるということでございますから、基本は、所得が15万8,000円から48万7,000円、この事業で入られた方については減額をすることができるということですから、この事業で入られる方につ

きましては、5万円と5万4,000円というふうになります。

例えば、そのときに48万7,000円以内で、所得がおさまって入ってあるとします。例えば10年後、20年後、家族の所得でございませうから、48万7,000円を超える場合、例えば共働きであるとか、家族の方が働きに出られて、これを超える場合については、基本の6万円と6万6,000円になるというようなこととございませう。

○議長（長野 正明） ほかにございませうか。3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） ちょっと原点に帰って質問いたしますけれども、必ずとっていいほど、地域優良賃貸住宅、これと並列して、必ず定住促進という言葉が出てきます。

そこで、現在、地域優良住宅についての体制づくり等は進められております。場所も決まっております。

ですから、それに至るまでを、大刀洗の現状の分析とていませうか、今民間の住宅等もどんどん進んでおります。住宅が足りないわけではないというふうには思っております。それと、町営住宅等もだんだん縮小の方向で進められております。

そういうところを、ここに至った分析を、どうされて、この住宅の設置に踏み込まれたか、その辺をもう一度確認させていただきたいと思ていませう。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 後藤議員の質問にお答えいたします。

もともと定住促進を図るということで取り組んだわけです。

たくさんアパートがある、だから家が足りないわけじゃないとていわれるのは、ある程度理解をしますけれども、じゃそれが定住促進につながるかどうかというのは、非常に問題があると思ていませう。

今おたくがおられる北鶴木も、ものすごくアパートがふえてるけど、これが定住促進につながると思ていにくてい。

だから、優良住宅をつくって、ずっと長く住めるようなのをつくったほうがいいじゃないかと、そういうことで考えたわけです。

それとまた、当初にさかのぼってていえば、菊池校区は人口が多いのにつくらなくてもいいのじゃないかという、そういう話もありましたけれども、それは、区長さんのほうからも意見書が出ました。菊池校区は子供が多いけれども、西大刀洗は非常に少なくて困ると、そういうこともありましたので、そういうことで、町営住宅の跡地に決定したと、そういうことにつながるわけです。

ですから、家がたくさんあるからそれでいいじゃないかという、そういうふうには思ていませう。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 町長がおっしゃったことは、そういうふうな再三説明がありましたけれども、いわゆる定住促進住宅、あるいは優良住宅ですか、町長が今おっしゃったような定住につながるというような、どういうところが配慮されて今度の地域優良住宅は建設されるのか。どこが違うのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

今の民間の賃貸住宅と今建設が進められております地域優良賃貸住宅、そこがどう違うのか。

また、もう少し突っ込んで言えば、今までの町営住宅とどう変わるのか、そのあたりをよく十分調査をされて、定住のためには必要だということで、この住宅が進められていると思いますが、その辺の説明をお願いします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まず、いろいろ民間の住宅も、いろんな種類がありますので、一概にこうだと言えないところがありますけれども、住宅の質が全然違うんです。

今回つくる住宅はRC造で、例えば物音も、隣の部屋の音なんか聞こえない、非常に質のいい住宅ですから。それで、ほかの民間の住宅と同じというか、そういうふうには考えておりません。質がまず違う。

ですから、子育てをするのに非常に条件がいいといえますか、そういうのをわかっていただきたいなと思いますけど。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 確かに公が促進する住宅ですから、よく民間の住宅は、住宅に入っ
とって、プライバシーの面から、隣のが聞こえるとか、そういうのもよくお聞きするところ
ですけれども、民間のほうもいろいろと考えられて、全然そういうことを解消した住宅も建てられて
おります、一部には。

ですから、町として、定住につながるというところ、住宅がいいから定住につながるというそ
の辺の考え方、戸数も27戸ぐらいですか、そのあたりの分析をどうされたかというのを私はお
聞きしとるわけです。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 分析をどうしたかというか、はっきり言って詳しい分析したわけじゃない
です。だけど、これをつくれれば、子育て世帯を入れて、人口をわずかでもふやすことができるの
ではないかと、現実にもやき町なんかも、募集すれば半分ぐらいは町外から来てるし、そういう
可能性はあると、そういうふう判断して決定をしたところです。

ですから、分析分析といって、何かそう言われるけど、例えば詳しい調査をしたわけではない
というところです。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 定住促進となりますと、ここだけでは住宅の設置についてはおさまらない、次を考えておかなければならない。そういうように思います。

今回の場合は、もとの町営住宅の跡地がありまして、あそこも私も何回も通っても草ぼうぼうでというようなこともありました。

ですから、私としては、その辺の用地の有効活用という面が非常に多くて、ここに進められてきたんじゃないかというような、そう思わざるを得ないようなところもありますので、今後の問題として、この住宅を、町長も前におっしゃったように、ここを建設してみて、これがうまくいけば次に進めるというようなこともおっしゃいました。そういうことで、その辺を確認させていただいておるわけでございます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

跡地利用というのにこだわっていたわけではございません。

後藤議員が言われるように、今回のをやってみて判断しなければいけませんけど、当初から、もっと人口が少ないところでやるべきではないかという、そういう指摘も受けておりました。

ですから、今回やって次にどこでやるか、そういうところになると、皆さん方と協議をしながら進めていきたいと思っております。

まだこれだけではなくて、ほかの地区でもぜひ進めたいと、そのように考えています。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 施行規則の9条で、住宅入居選考委員会というのが書かれています。

今までのような町営住宅選考委員会のような感覚じゃ、ちょっとだめじゃないかと思ってるわけなんです。公平公正を特にとっていただかなければならないと思いますが、その前に、まずは他町の住民をこちらのほうに呼び込むというのが大事でございますので、その辺を、専門的な知識を持った方なんかを入れていただかんと、今までのように、町会議員が入ると、民生委員が入って、はいそれでちょんちょんということじゃ、どうもこうもならんと思っておりますが、そこはどいうふうな委員を選ばれるというような考えがあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まだメンバーをどういうふうにとというのは決めておりませんが、今森田議員が指摘されたように、公営住宅の選考委員とは違うような形でやりたいというふうには考えております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 定住促進住宅ちゅうのは、地方の人口減少のための定住推進住宅ということで、人口増につながるような住宅ということでございますが、町として、町外者を何%まで入居させるか、その点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その点は、まだはっきり決めておりませんが、できれば5割以上ぐらい入ってもらいとありがたいなど、そんなふうに思っています。

○議長（長野 正明） 9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） みやき町のあたりも、たしか50%以上ということでございますので、人口増のためには、やはり地域外の方をぜひとも50%以上は来ていただくようには宣伝をひとつしていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そういうことも考えて、1日の日にプレス発表したときには、岡田副町長の知り合いであるNHK福岡のほうに頼んで、NHKにも来てもらったところです。

ですから、NHKが放送するという事は、そういう効果はかなりあるだろうと、そんなふうには思っています。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。1番、平田信将議員。

○議員（1番 平田 信将） 規則の第2条関係ですが、2番の所得基準という規定がありますけれども、通常所得という場合は、年間所得を言うんじゃないかと思えますけれども、ここに何の表示もないんです。

だから、年間所得じゃなくて月額という意味でしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 議員さんの質問にお答えいたします。

所得というのは、確かに年間の総合所得というふうになりますけれども、これにつきましては、今言われましたように、月額でございます。

○議長（長野 正明） ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

これまでも、関連議案ないし予算の中で述べてきたこととありますが、1点は、PFI方式そのものの妥当性でございます。PFIは、1999年、PFI法の施行に伴い、公共分野の仕

事を広く民間企業に明け渡すもので、財界の要望でつくられたものであります。

また、これまで事業の破綻、失敗の事例も少なくございません。営利事業としてのPFI方式と、自治体行政の公共性が両立するのかなお疑問が残ります。30年という長期の債務負担行為や建物の管理、収益見込みなども、賛成するに至る十分な立証がされたとは思えません。

2点目は、建設地の妥当性であります。建設が予定されている西大刀洗区は、もともと民間の賃貸住宅が多数建設されている地域であります。町が公共の施設として建設するならば、既存の民間事業の手の及ばないところを検討すべきではないでしょうか。

また、この建設の経過を見ておりましても、建設先にありき、先ほど町長の答弁にもありましたように分析も不十分、それから、民間賃貸との関係も不透明であります。

こうした計画を前提とした本条例案が提出されており、賛成いたしかねますので、関係法令案に反対するものであります。議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、議案第26号大刀洗町地域優良賃貸住宅条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立8名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第27号 大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第27号大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 地域振興課、矢野でございます。

それでは、議案第27号大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結について、提案理由及び内容について説明申し上げます。

まずは提案理由ですが、この整備事業を実施するために公募型プロポーザル、企画提案方式ですが、これにより優先交渉権を定めましたが、そのものと事業契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、提案内容について説明をいたします。

本町は、平成26年12月18日に、債務負担行為の議会決定を受けまして、特定事業の選定を行い、定住促進住宅整備事業に本格的に取り組んでまいりました。

地権者等への事業説明や事業公募を行い、事業者選定委員会におきまして、提出された提案書を慎重に審査された結果を受けまして、優先交渉権者の決定、続いて基本協定の締結、そして、先日の5月1日の仮契約でございますが、事業契約調印式を終える運びとなりました。

そういうことございまして、資料の1ページのカラーの表紙の次のページ、地図がついてるところを開いてもらってよろしいでしょうか。

事業の概要等でございますけども、事業箇所が大刀洗町大字高樋2454の1、それから、敷地面積が3,392平米、概要といたしましては、住宅等2LDKタイプ、64平米程度ですが、これが9戸、3LDKタイプが18戸、合計の27戸の予定でございます。

それから、外構等といたしましては、駐車場が、基本的には、住宅戸数2台ずつというふうに考えておまして、それと来客用が2台、合計の56台を確保するようにしております。

それから、駐輪場、子供の数などを考慮いたしまして60台程度が駐輪可能というふうに考えております。

続きまして、契約の内容でございます。表紙に戻っていただきたいというふうに思います。

まず、事業名でございますけども、大刀洗町定住促進住宅整備事業、それから事業箇所が、先ほども言いました大刀洗町大字高樋2454の1、事業期間、契約の効力の発生の日、議決の日の翌日から平成58年3月31日までとしております。

それから、契約金額が6億4,275万2,656円、うち消費税及び地方消費税の額が4,239万9,200円、ちなみに本町が示した予定価格につきましては、別紙にもつけておりますが税込みの6億4,690万でございます。

事業者名が、福岡県三井郡大刀洗町大字甲条字下町926番の株式会社大刀洗定住促進、代表取締役栗山清規でございます。

以上で、大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結について説明を終わります。御賢察の上、御承認いただきますようによろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 11番の山内です。

私も、現場に1週間ぐらい行ってないんですけど、今ここは、現場は更地になっておると思いますけども、この現場で、今何かあっていますか。ちょっと教えてください。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 現場で今何か工事ちゅうか、今基礎のボーリング調査のための調

査をしている状況でございます。本格的じゃございませんけども。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 計画でいきますと、4月1日に大体着工開始かな、それは事業に入ると思いますし、当局のほうは入っていないと思われるかもしれない。

そうすると、難しい言葉で、指令前着工になりますが、そういうところ関係ございませんか。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 山内議員さんの御質問に回答させていただきたいと思います。

今回の事業につきましては、PFI法に基づきまして、募集要項等を定めまして実施をさせていただいております。

事前調査ということで、実際には契約前にボーリング調査等の実施が必要な場合については、事前に申請をいただいて町が承認をした上で実施は可能とするということで条文を設けさせていただいております。

今回、事業期間、なかなかタイトなスケジュールということもございましたので、特別目的会社のほうから、事前に、そういった近隣への影響調査等も含めて実施したいという申請がございましたので、町のほうで、それについては承認をするということで、事前に行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） そうしますと、その対価、要するに事業費は、この契約の中から出ないわけですね、これはあくまでも請負者のほう、いわゆる受けた方が、事前に自分たちで便宜上やるんだちゅうことで、この事業からはもう金はないちゅうことで考えてよろしいですか。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 事前調査の費用につきましては、実際には、この契約に至らなければ、基本的にはSPC側の自己負担ということになります。

逆に言うと、事前にする分、その契約に至らなければ、その分は事業者側のリスクということになります。

ただし、契約が有効になりました場合につきましては、この事業のために必要な調査ということでございますので、この分は費用の中に含まれたところで今回上がってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 最後に、今後、これぐらいの事業をするには気をつけてないと、要するに指令前着工ちゅうことは、いわゆる契約をしてないと、早くしてもらうのはいいことなんですけど、基本的には、ちょっと忘れちゃったけど、とにかく違反なんです。

自分たちの都合でやらせてくださいちゅうようなことで、はい、いいですよちゅうことじゃなくて、やはりそこら辺の節度を守っていかないと、私はいけないと思いますけど、最後そこら辺お答えをいただいて、私もやめますから。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 十分慎重に行いたいというふうに思います。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番、安丸です。

先日の全協説明会の中でもありましたけども、SPCの中に町内企業7社が入るということも聞いておりますけども、具体的なところを教えてくださいたいと思います。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） それでは、安丸議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

全協の中でも御質問いただいておりますので、応募表明時には7社の町内企業が協力企業ということで、この事業にかかわられるということで御説明をしておりました。

SPC側に確認しておりましたところ、この7社については変更ありませんということで回答を得ております。

また、今後実施設計、詳細な設計をSPC側で進めていきますけれども、それに伴う費用等の見積もりについて、今の参入されています7社の企業さん、それ以外の協力企業さんを通して、見積もり依頼を、7社以外の町内の企業さんにもとられる可能性があるというところからしますと、今後7社よりもふえることは十分にあり得ますというような回答を得ております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 事業者の所在地、ちょっと調べたんですけど、私分かりませんが、所在地は、どこかの業者の事務所なり、何かの一角を借りてあるのかなと思うんですけど、どこなんでしょう。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） それでは、SPCの事業所ということですけども、申しわけございません、ちょっと地図のほうが、私の手元のほうにしかないんですけども、塔ノ瀬十文字小郡線沿いに小原鉄筋の営業所がありまして、その東側に北斗工業さんという、こちらの企業さん、

協力企業さんにも入ってらっしゃる企業さんなんですが、そちらの事務所のほうを借りて、そこにSPCの住所を置くということで確認をしております。

ですので、甲条から高樋に行く境ぐらいですかね。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 北斗工業さんていうのは何をなさってる会社ですか。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 主に鉄筋加工関係の業務をされているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 大刀洗町は、都市計画区域の中で準都市計画区域に該当するかと思いますが、この場合、3,000平米以上ありますので、区画形質の変更を伴うので、県の開発許可が必要じゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 山田議員さんの御質問にお答えをいたします。

議員さんがおっしゃられるように、今回の敷地面積3,000平米を超えておりますので、基本的に開発行為に該当するかということで、県のほうに確認をとりました。

これにつきましては、今現在敷地内のほうに町道がございまして、12月にこれは廃止をしておりますけれども、それと同時に、建築基準法の道路についても廃止ということで、県土整備事務所のほうに申請を出しております。

ですので、この道路自体が建築基準法の道路でないということであれば、これについては開発許可に該当しないのではないかとということでございますので、その場合、開発不要申請を提出することになるかと思っておりますので、その点も含めて、県のほうと最終的に協議をしておるところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） そういうものも、それなりに時間がかかるかと思いますが、これは工事完了まで1年と、非常に期間的に短いで、その辺は十分間に合うんでしょうか。

○議長（長野 正明） 福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 山田議員さんの御指摘のとおり、スケジュール的にはかなりタイトになりますので、その点は、今後早急に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 事業契約書についてちょっとお尋ねしますが、事業名が大刀洗町定住促進住宅整備事業となっておりますが、受けたほうがまた株式会社大刀洗町定住促進というような名称をつけておりますが、こういうことについて、町民はどうも考えませんか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁をされますか。福岡係長。

○企画係長（福岡 信義） 森田議員さんの御質問ということでございますけども、今回、事業者側から、法人化をする前に募集をいただきました名称については、大刀洗定住グループということでグループ名をつくられて募集をされて、そちらのほうが法人化をされたいということで、そのまま大刀洗定住促進ということになったのかというふうに認識をしております。

御承知かとは思いますが、お隣佐賀県のみやき町のほうに先進事例がございます、そちらの第1棟目1号館の建設のときには、株式会社三根定住促進というような名称をつけられておりました。第2棟目のほうは、株式会社南東定住促進というような名前であったかというふうに認識をしております。

そういった先進事例もございましたことから、町側としても、法人名について注文をつけるというようなことはしてまいりませんでした。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） それは、町民から話が出れば説明がきちっとできますね。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 説明を行いたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時49分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号大刀洗町定住促進住宅整備事業における事業契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立8名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第28号 大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第28号大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 地域振興課、矢野です。

それでは、議案第28号大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得について、提案理由及び内容について説明申し上げます。

まずは提案理由ですが、議案書の下段をごらんください。

大刀洗町消防団第1分団の消防ポンプ自動車が導入から20年を経過したため、更新取得すべく指名競争入札により納入業者を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、提案内容について説明をいたします。

入札は、平成27年4月28日火曜日午後1時30分から、役場3階会議室において行いました。

それで、まずはどういうものを買ったかということで、添付しておりますカタログを見ていただきたいというふうに思います。一番最後のページでございます。消防車の写真についてということで上げておりますけど。

買った自動車につきましては、一番下のイスゞ自動車のNMS85ANというやつでございます。駆動方式としましては4WDです。それから、オートマチックということで、仕様書の中で、オートマチックで4WDというふうになりますと、この機械しかないというようなことで指定をしておりました。

一番最後のページですけども、特徴といたしましては、ポンプの羽がアルミ製になりまして軽量化されているということと、一番下のほうに、燃料の効率がいい、あるいは、今までのポンプ車よりも約13分間余分に水を出すことができるということ、それによりまして放水量もふえて

いるというような、そういった特徴がある機械でございます。

それでは、議案書に戻っていただきます。上段でございますけれども、まず、取得品名1、大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車、それから納入場所が、大刀洗町大字富多819、それから納入期限、契約の効力の発生の日の翌日から平成27年8月31日までとしております。これが、現車両の車検が9月の12日までというふうになっておりますので、こういう期限を決めております。

それから、請負契約額が1,706万4,000円、消費税及び地方消費税が126万4,000円、納入業者につきましては、久留米市梅満町136番地5、株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役が倉重信一というふうになっております。

予定価格は、消費税抜きの1,580万円で予定しておりました。

それから、次のページの入札結果及び契約結果表をごらんいただきたいというふうに思います。

下段のほうの入札結果でございますが、ごらんのように1から5までの入札業者から入札をしていただきまして、第1回目、第2回目入札でも落ちませんでしたものですから、見積もりで1,580万ということで落札をいたしております。

そういうことで説明を終わらせていただきます。御賢察の上、御承認していただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（長野 正明） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 昨年、第4分団が新品入れましたですけど、今度のこのイスゞのNMS85ANというのと第4分団の消防車、これとの差は何かありましたでしょうか、能力が。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 議員さんの御質問にお答えいたします。

能力的には、先ほど一番最後のページで説明いたしましたように、今度のやつはアルミになっておりますので、4分団のよりも能力的にアップしているというふうになっております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号大刀洗町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得についてを採決いた

します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第23回大刀洗町議会臨時会を閉会といたします。お疲れでした。

閉会 午前10時56分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 5月 8日

議 長 長野 正明

署名議員 林 威範

署名議員 安丸眞一郎

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 5月 8日

議 長

署名議員

署名議員